

## [16] 建築物環境計画書の届出

「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」(環境保全条例)により、延べ面積が2,000㎡を超える建築物を新築・増築する建築主は、工事着手の21日前までに環境配慮の措置を記載した建築物環境計画書を届出することが義務付けられています。(延べ面積2,000㎡以下の建築物の場合は任意の届出をすることができます。)

また、工事が完了した場合は、その日から15日以内に特定建築物工事完了届出書を届出なければなりません。

届出された物件の環境配慮の措置の概要については、名古屋市のウェブサイトと窓口で公表しています。

詳しくは、こちらをご覧ください。

名古屋市 CASBEE

検索 

「名古屋市:建築物環境配慮制度(CASBEE 名古屋)の概要(事業向け情報)」  
(<http://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/39-6-3-10-5-0-0-0-0-0.html>)

## [17] 建築協定・地区計画

### ① 建築協定

土地の地権者等の全員の合意により、建築基準法で定められた基準より厳しい建築に関するルールを定める制度です。名古屋市内でも多数の箇所では協定が締結されており、良好な市街地整備に寄与しています。確認申請提出前に事前協議を行うことが定められている地区がありますので、建築物の計画にあたっては建築協定の有無をこちらでご確認ください。

名古屋市 建築協定地区

検索 

「名古屋市:建築協定地区(事業向け情報)」  
(<http://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/39-6-3-5-3-2-0-0-0-0.html>)

(例) 協定で定められている事項

- ・階数・高さの制限・建築物の用途の制限など

### ②地区計画

地区の特性に応じたきめ細かなルールを、都市計画決定及び建築条例により定める制度です。原則として都市計画法に基づく届出が必要となります。

各地区の地区計画の計画書、計画図、地区計画条例については、こちらをご覧ください。

○各地区の地区計画の計画書、計画図

名古屋市 地区計画

検索 

「名古屋市:6 地区計画等(市政情報)」  
(<http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-10-9-2-0-0-0-0-0.html>)

○地区計画条例

名古屋市 地区計画条例

検索 

「名古屋市:地区計画条例(市政情報)」  
([www.city.nagoya.jp/shisei/category/54-5-4-0-0-0-0-0-0.html](http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/54-5-4-0-0-0-0-0-0.html))